

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる減免については、通知書に同封のチラシや市ウェブサイトを参考に、対象となる場合は、申請してください。

■表1 国民健康保険税の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額（下線部が変更点です）
7割	世帯の所得が43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯
5割	世帯の所得が「43万円+28万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）」を超えない世帯
2割	世帯の所得が「43万円+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）」を超えない世帯

■表2 後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額（下線部が変更点です）
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
5割	43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
2割	43万円+（52万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

※7.75割軽減はなくなりました。

■表3 介護保険料基準額

所得段階	対象者（下線部が変更点です）	保険料率	保険料（年額）	
			令和2年度	令和3年度
第1段階	世帯全員が生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受給している人、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	0.3	21,100円	22,900円
第2段階	本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	0.5	35,100円	38,200円
第3段階	本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	0.7	49,200円	53,500円
第4段階	本人が課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.9	63,300円	68,700円
第5段階【基準】	本人が課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	1.0	70,300円	76,400円
第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	1.2	84,400円	91,700円
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	91,400円	99,300円
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	105,500円	114,600円
第9段階	合計所得金額が320万円以上の人	1.7	119,600円	129,900円

※保険料は基準月額（6,370円）×12月×保険料率（100円未満切り捨て）

# 1 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課内容が見直されます

税務課国民健康保険税担当 ☎ 5147

**国民健康保険税**  
国民健康保険税（国保税）は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対して係る「平等割額」の3つの項目の合計額です。  
■低所得者に係る国保税軽減  
令和3年度から表1のとおり、軽減対象範囲が変更となります。軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者全員の合計額です。世帯主

**後期高齢者医療保険料**  
後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年所得による「所得割額」の合計額です。  
■低所得者に係る保険料軽減  
世代間の負担を公平にし、

**介護保険料**  
介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるように支え合う制度です。介護保険料基準額が表3のとおり改定になります。  
各保険料（税）の通知書は7月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、8月上旬に送付します。

が国保に加入していない場合も含まれます。  
年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表2のとおり軽減割合と軽減判定所得額が変更となります。  
軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者の所得合計額です。世帯主が後期高齢者医療保険に加入していない場合も含まれます。

年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表2のとおり軽減割合と軽減判定所得額が変更となります。  
軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者の所得合計額です。世帯主が後期高齢者医療保険に加入していない場合も含まれます。

# くらしの情報

- 1 注目情報
- 2 暮らし
- 3 募集

- 4 催し・講座
- 5 健康
- 6 子育て

## 1

### 市職員を募集します

人財育成課人事担当 ☎ 5027

令和4年4月1日採用の大崎市職員を募集します。一次試験は、9月19日(日)です。  
■受検申込書の請求先  
受検申込書は、市ウェブサイト

イトからダウンロードするか、人財育成課で配布します。郵送で請求する場合は、請求する封筒に「受検用申込用紙請求」と記し、返信用封筒（角型二号・140円切手貼付）に郵便番号、住所、氏名を

#### ■初級試験（高卒程度）

職種	募集人数	受験資格
行政	5人程度	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
行政（障がい者）	若干名	①～③をすべて満たす人 ①平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 ②次のいずれかに該当する人 a 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人 b 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳(愛護手帳など)の交付を受けている人 c 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定されている人 d 精神障害者保健福祉手帳(精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人 ※申込時に各手帳の有効期限が切れている、または交付申請中の場合は申し込みできません。 ③活字印刷による出題に対応できる人
土木	若干名	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
建築	若干名	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

#### ■社会人試験（高卒程度）

職種	募集人数	受験資格
土木	若干名	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、①、②をすべて満たす人 ①土木施工管理技士(1級または2級)、技術士、技術士補、測量士のいずれかの資格を有する人 ②土木工事の設計または施工管理に係る職務経験が直近10年のうち通算5年以上を有する人

明記し同封してください。  
■申込方法  
受検申込書(写真貼付)と初級行政(障がい者)を受験する人は受験資格の各手帳等の写しまたは証明書、社会人土木を受験する人は職務経歴書、受験者本人の宛先を明記した受験票用返信用封筒(長三型・84円切手貼付)を同封し、持参または簡易書留郵便などの確実な方法で提出してください。

■送付先  
〒989-6188  
大崎市古川七日町1番1号  
人財育成課人事担当  
■受付期間(土・日曜日除く)  
7月1日(木)～8月2日(月)17時15分まで(必着)  
※当日消印有効ではありませんので注意してください。  
詳しくは、市ウェブサイトまたは大崎市職員採用試験受験案内を確認してください。